令和８年度　銚子市

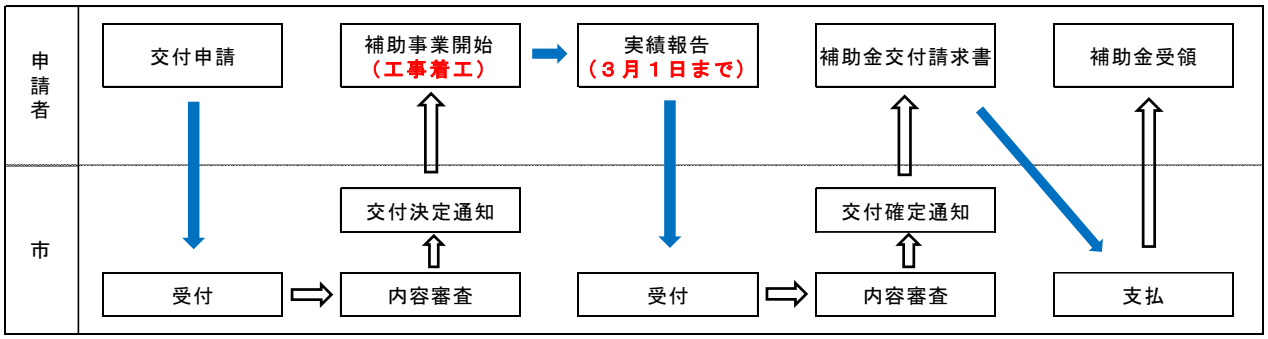
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請の手引き

申請開始	**令和８年４月１日（水）～ 令和９年３月１日（月）** **なお、予算額に達した日をもって期限を待たずに申請受付を終了いたします。**
実績報告書提出期限	**令和９年３月１日（月）** **補助事業完了後３０日以内または提出期限日までのいずれか早い日までに「実績報告書」を提出してください。**

※ 申請前に市ホームページにて予算残額等を必ず確認してください。

※ 申請は、工事着工前に行ってください。

補助金申請手続きの流れ



問合せ先

銚子市企画課　再エネ推進室　ＴＥＬ　0479－24－8912

目　　次

補助事業の概要・・・

補助金事業の概要

補助対象設備	補助金額
住宅用太陽光発電システム　　※	１ｋＷにつき１万円 （１ｋＷ未満切り捨て　上限５万円）
窓の断熱改修　　※	補助対象経費の４分の１（上限８万円）
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限７万円
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限１０万円
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（住宅用太陽光発電システムを併設する場合）	上限１０万円
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車（住宅用太陽光発電システムおよびＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合）	上限１５万円
Ｖ２Ｈ充放電設備	補助対象経費の１０分の１（上限２５万円）

※：既築住宅に設備を設置する場合のみ対象

補助対象設備・補助対象経費

補助対象設備	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、その付属器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉機器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）および高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取り付け費、内窓取り付け時に必要な額縁、ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリングなどの費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費など）。網戸、雨戸等の窓付属部材費及びガラスが付随するドア（窓として登録されているものを除く。）の本体並びにそれらの交換に要する工事費は、対象経費に含まない。
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置など）と附属品（計測・表示装置、キュービクルなど）の購入費および工事費（据付・配線工事等）

家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニットなど）と附属品（給湯器、リモコンなど）の購入費と工事費（据付け・配線・配管工事など）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
Ｖ２Ｈ充放電設備	Ｖ２Ｈ充放電設備本体の購入費

※補助対象設備を組み合わせて、申請することができます。

※補助金額に１，０００円未満の端数が生じたときは、切り捨てた金額としてください。

補助対象者（各補助事業共通）

補助対象となる方は次の要件をすべて満たしている必要があります。

・銚子市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員に該当しないこと
・実績報告書を提出する日までに補助対象設備を導入する市内の住宅に居住し、当該導入地に住民登録を完了していること
・銚子市に納付すべき市税等を滞納していない方
・補助対象設備を申請者自らが購入・設置し、所有していること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）で購入し、所有者が販売店、ファイナンス会社などである場合またはリース契約により導入し、所有者がリース業者などである場合を含む）
・補助対象設備の導入をリース契約で行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たすこと
　１．設置者とリース業者が共同で補助事業を行うこと
　２．補助金相当額を月額リース料金から減額すること
　３．リース期間が、財産処分制限期間以上の契約となっているか、財産処分制限期間未満でリース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること
・補助対象設備（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く）を設置する住宅の所有者が第三者または共有者がいる場合は、設置の承諾を受けていること
・補助対象設備（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車を除く）を設置する住宅において、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく同種設備の補助金交付を受けた方またはその同一世帯の方がいないこと

（定置用リチウムイオン蓄電システム及び家庭用燃料電池システム（エネファーム）で、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に規定する財産処分制限期間を過ぎて交換・増設する場合を除く）

・電気自動車とプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、申請者が銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく同じ種類の電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の補助を受けていないこと

例）同一の申請者に対して、電気自動車と電気自動車の併給は不可
同一の申請者に対して、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車の併給は可

設備ごとの要件

太陽光発電システムの要件

設備の要件

・太陽電池を利用して電気を発生させるための設備およびこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の全ての要件を満たすものであること

１．住宅用低圧配電線と逆潮流で連系するもの
２．太陽電池の出力状況等により、起動および停止等に関して全自動運転を行うもの
３．太陽電池モジュールが次のいずれかの規格等に適合しているもの
（a）国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの
（b）一般社団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
（c）一般社団法人太陽光発電協会ＪＰＥＡ代行申請センターに設備認定に係る型式登録がされているもの
４．太陽光モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）が１０ｋW未満のもの
５．県のほかの事業等で同種設備の補助を受けていないこと

設備を導入する住宅の要件

・既存住宅（太陽光発電システムの工事着工前に住宅の建築が完了していること）であること
・補助対象設備を設置する者が所有する住宅または第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅で、設置する者が居住している住宅であること

窓の断熱改修の要件

設備の要件
・既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修※するもの（内窓の設置を含む）のうち、以下の要件を全て満たすもの （１）国が令和６年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブまたは公益財団法人北海道環境財団により窓又はガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率 Uw が 1.9 以下のものであること （２）１室（壁、ドア、ふすま等で仕切られている空間をいう）単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。ただし換気小窓、300×200ｍｍ以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア及び勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓およびガラス等は、改修要件としない。ただし補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる ※改修とは、建物自体は壊さずに行う修理のことであるため、改築・新築は対象外となります。新しい窓を作った場合や、元々あった窓の大きさや形を変えた場合も対象外となるためご注意ください。
設備を導入する住宅の要件
・既存住宅（窓の断熱改修の工事着工前に住宅の建築が完了していること）であること ・窓の断熱改修をする者が所有する住宅または第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅で、工事する者が居住している住宅であること

定置用リチウムイオン蓄電システムの要件

設備の要件
・国が令和６年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの ・県のほかの事業等で同種設備の補助を受けていないこと
設備を導入する住宅の要件
・実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが当該住宅に設置されていること （接続する住宅用太陽光発電システムの新設・既設を問いません） ・次に掲げるいずれかの要件に該当すること （１）補助対象設備を設置する者が、自らの住居の用に供するために新築する住宅で

あること
（２）補助対象設備を設置する者が所有する住宅または第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅で、設置する者が居住している住宅であること
（３）自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものであること

家庭用燃料電池システム（エネファーム）の要件

設備の要件
・一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの ・停電時自立運転機能を有するもの
設備を導入する住宅の要件
・次に掲げるいずれかの要件に該当すること （１）補助対象設備を設置する者が、自らの住居の用に供するために新築する住宅であること （２）補助対象設備を設置する者が所有する住宅または第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅で、設置する者が居住している住宅であること （３）自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものであること

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の要件

設備の要件
電気自動車 ・電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車 ・自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもので、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のもの ・以下の要件を全て満たすもの （１）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く）であること （２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、銚子市内の住所であること （３）自動車検査証の登録年月日が、補助金を受ける年度内の日付であること

（４）国が令和６年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること

プラグインハイブリッド自動車

・電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもので、用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のもの
・以下の要件を全て満たすもの
（１）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初年度登録車を除く）であること
（２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、銚子市内の住所であること
（３）自動車検査証の登録年月日が、補助金を受ける年度内の日付であること
（４）国が令和６年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること

設備を導入する住宅の要件

・実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが当該住宅に設置され、かつ、発電された電気を電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車に給電できること
・実績報告の日までに補助事業を実施する者が自らの居住の用に供する住宅であること
・Ｖ２Ｈ充放電設備を併設する場合は、実績報告の日までにＶ２Ｈ放電設備を設置していること

Ｖ２Ｈ充放電設備の要件

設備の要件

・電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和６年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの

設備を導入する住宅の要件

・実績報告の日までに住宅用太陽光発電システムが当該住宅に設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車が導入されていること

・以下のいずれかの要件に該当すること
（１）補助対象設備を設置する者が、自らの住居の用に供するために新築する住宅であること
（２）補助対象設備を設置する者が所有する住宅または第三者が所有し、若しくは第三者と共有する住宅で、設置する者が居住している住宅であること
（３）自らの居住の用に供するために取得した住宅であって、住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備があらかじめ設置されたものであること

処分制限期間について

この補助金制度には、処分制限期間があります。

補助金の交付を受けて取得した設備は、市の承認を得た場合を除き、処分制限期間内に譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取壊し、または廃棄することはできません。

やむを得ず処分制限期間内に譲渡等を予定している場合は、再エネ推進室までご連絡（TEL　0479-24-8912）ください。

補助対象設備	制限期間
住宅用太陽光発電システム	１７年
窓の断熱改修	１０年
定置用リチウムイオン蓄電システム	６年
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	６年
電気自動車	４年
プラグインハイブリッド自動車	４年
Ｖ２Ｈ充放電設備	５年

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート

（太陽光発電システム）

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（様式第１２号）	
承諾書（住宅の所有者が申請者のみの場合は不要） ※様式第１号の同意欄に、申請者以外の所有者全員の署名	
契約書または注文書の写し	
補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書	
設備および技術仕様（製造者・型式・出力・蓄電能力等）が確認できるカタログ、ホームページの写し	
補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図	
補助対象設備の設置予定図面（太陽モジュールの配線図面、対象設備の設置場所の記載があること（Ｐ１９参照））	
補助対象設備設置予定場所の写真	
着工の前日までに補助対象設備を設置する住宅工事が完了していることを確認できる書類 ・固定資産税課税台帳記載事項証明書　　・検査済証	

実　績　報　告　時　提　出　書　類	チェック欄
実績報告書（様式第６号）	
事業結果報告書（様式第１４号）	
補助対象設備の購入・設置に係る経費の内訳が記載された内訳書・請求書	
補助対象設備の支払いの確認ができる書類・領収書	
国その他の団体からの補助金額が確認できる書類 申請者あての「交付決定通知」または「交付確定通知」の写し	
補助対象設備が設置されたことが確認できる写真（Ｐ１９～２０参照）	
未使用品であることが確認できるメーカー発行書類いずれかの写し ・保証書　・納品書　・出荷証明書（出荷日、納品日の記載があるもの） ・検査成績書（検査日の記載があるもの）	
電力接続契約の写し	
出力対比表の写し	
補助金交付請求書（様式第８号）と請求書に記した口座の通帳の写し	

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート
（窓の断熱改修）

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（様式第１２号）	
承諾書（住宅の所有者が申請者のみの場合は不要） ※様式第１号の同意欄に、申請者以外の所有者全員の署名	
契約書または注文書の写し	
補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書	
設備および技術仕様（製造者・型式等）が確認できるカタログ、ホームページの写し　※複層ガラスの構造・サイズが記載されている内容のもの	
補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図	
補助対象設備の設置予定図面（平面図および立面図　Ｐ２１～２２参照）	
補助対象設備設置予定場所の写真	
着工の前日までに補助対象設備を設置する住宅工事が完了していることを確認できる書類 ・固定資産税課税台帳記載事項証明書　　・検査済証	

実　績　報　告　時　提　出　書　類	チェック欄
実績報告書（様式第６号）	
事業結果報告書（様式第１４号）	
補助対象設備の購入・設置に係る経費の内訳が記載された内訳書・請求書	
補助対象設備の支払いの確認ができる書類・領収書	
国その他の団体からの補助金額が確認できる書類 申請者あての「交付決定通知」または「交付確定通知」の写し	
補助対象設備が設置されたことが確認できる写真（Ｐ２１～２２参照）	
未使用品であることが確認できるメーカー発行書類いずれかの写し ・保証書　・納品書　・出荷証明書（出荷日、納品日の記載があるもの） ・検査成績書（検査日の記載があるもの） ・性能証明書またはガラスに刻印されている型式の写真	
補助金交付請求書（様式第８号）と請求書に記した口座の通帳の写し	

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート
（定置用リチウムイオン蓄電システム）

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（様式第１２号）	
承諾書（住宅の所有者が申請者のみの場合は不要） ※様式第１号の同意欄に、申請者以外の所有者全員の署名	
契約書または注文書の写し	
補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書	
設備および技術仕様（製造者・型式・出力・蓄電能力等）が確認できるカタログ、ホームページの写し　（Ｐ１９参照）	
補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図	
補助対象設備の設置予定図面（対象設備の設置場所の記載があること（Ｐ１９参照)）	
補助対象設備設置予定場所の写真	

実　績　報　告　時　提　出　書　類	チェック欄
実績報告書（様式第６号）	
事業結果報告書（様式第１４号）	
補助対象設備の購入・設置に係る経費の内訳が記載された内訳書・請求書	
補助対象設備の支払いの確認ができる書類・領収書	
国その他の団体からの補助金額が確認できる書類 申請者あての「交付決定通知」または「交付確定通知」の写し	
補助対象設備が設置されたことが確認できる写真（Ｐ２０参照）	
未使用品であることが確認できるメーカー発行書類いずれかの写し ・保証書　・納品書　・出荷証明書（出荷日、納品日の記載があるもの） ・検査成績書（検査日の記載があるもの）	
太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類 ・直近の太陽光売電明細の写し　・電力需給契約変更申込書 ・接続契約のご案内写し、または特定契約を締結したご案内の写し ・住宅全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真	
補助金交付請求書（様式第８号）と請求書に記した口座の通帳の写し	

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（様式第１２号）	
承諾書（住宅の所有者が申請者のみの場合は不要） ※様式第１号の同意欄に、申請者以外の所有者全員の署名	
契約書または注文書の写し	
補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書	
設備および技術仕様（型式・出力等）が確認できるカタログ、ホームページの写し	
補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図	
補助対象設備の設置予定図面（対象設備の設置場所の記載があること（Ｐ１９参照)）	
設置工事着工前の写真	

実　績　報　告　時　提　出　書　類	チェック欄
実績報告書（様式第６号）	
事業結果報告書（様式第１４号）	
補助対象設備の設置に係る経費の内訳が記載された内訳書・請求書	
補助対象設備の支払いの確認ができる書類・領収書	
国その他の団体からの補助金額が確認できる書類 申請者あての「交付決定通知」または「交付確定通知」の写し	
補助対象設備が設置されたことが確認できる写真（Ｐ２０参照）	
未使用品であることが確認できるメーカー発行書類いずれかの写し ・保証書　・納品書　・出荷証明書（出荷日、納品日の記載があるもの） ・検査成績書（検査日の記載があるもの）	
補助金交付請求書（様式第８号）と請求書に記した口座の通帳の写し	

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート

（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：太陽光とＶ２Ｈ併設）

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（様式第１２号）	
契約書または注文書の写し	
補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書	
設備および技術仕様（グレード・型式）が確認できるカタログ、ホームページの写し	
補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図	

実　績　報　告　時　提　出　書　類	チェック欄
実績報告書（様式第６号）	
事業結果報告書（様式第１４号）	
補助対象設備の購入・設置に係る経費の内訳が記載された内訳書・請求書	
補助対象設備の支払いの確認ができる書類・領収書	
国その他の団体からの補助金額が確認できる書類 申請者あての「交付決定通知」または「交付確定通知」の写し	
補助対象設備が導入されたことが確認できる写真 ・保管場所において車全体と車のナンバープレートが確認できる写真	
太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類 ・直近の太陽光売電明細の写し　・電力需給契約変更申込書 ・接続契約のご案内写し、または特定契約を締結したご案内の写し ・住宅全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真	
新車であることを確認できる書類（初年度登録年月日と登録年月日/交付年月日が同日であること） ・自動車検査証（車検証）の写し ・車検証が電子化されている場合は「自動車検査記録事項」の写し	
給電設備（Ｖ２Ｈ）が設置されていることを証する書類 ・Ｖ２Ｈの保証書の写し ・Ｖ２Ｈの設置状況、設置機器が確認できる写真（Ｐ２０参照）	
補助金交付請求書（様式第８号）と請求書に記した口座の通帳の写し	

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート

（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：太陽光と併設）

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（様式第１２号）	
契約書または注文書の写し	
補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書	
設備および技術仕様（グレード・型式）が確認できるカタログ、ホームページの写し	
補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図	

実　績　報　告　時　提　出　書　類	チェック欄
実績報告書（様式第６号）	
事業結果報告書（様式第１４号）	
補助対象設備の購入・設置に係る経費の内訳が記載された内訳書・請求書	
補助対象設備の支払いの確認ができる書類・領収書	
国その他の団体からの補助金額が確認できる書類 申請者あての「交付決定通知」または「交付確定通知」の写し	
補助対象設備が導入されたことが確認できる写真 ・保管場所において車全体と車のナンバープレートが確認できる写真 ・給電設備の設置状況および設置機器が確認できる写真（Ｐ２０参照）	
太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類 ・直近の太陽光売電明細の写し　・電力需給契約変更申込書 ・接続契約のご案内写し、または特定契約を締結したご案内の写し ・住宅全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真	
新車であることを確認できる書類（初年度登録年月日と登録年月日/交付年月日が同日であること） ・自動車検査証（車検証）の写し ・車検証が電子化されている場合は「自動車検査記録事項」の写し	
補助金交付請求書（様式第８号）と請求書に記した口座の通帳の写し	

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート
（Ｖ２Ｈ充放電設備）

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第１号）	
事業計画書（様式第１２号）	
承諾書（住宅の所有者が申請者のみの場合は不要） ※様式第１号の同意欄に、申請者以外の所有者全員の署名	
契約書または注文書の写し	
補助対象設備設置に係る経費の内訳が確認できる見積書・内訳書	
設備および技術仕様（型式・出力等）が確認できるカタログ、ホームページの写し	
補助対象設備を設置する住宅の位置が確認できる地図	
補助対象設備の設置予定図面（対象設備の設置場所の記載があること（Ｐ１９参照)）	
設置工事着工前の写真	

実　績　報　告　時　提　出　書　類	チェック欄
実績報告書（様式第６号）	
事業結果報告書（様式第１４号）	
補助対象設備の購入・設置に係る経費の内訳が記載された内訳書・請求書	
補助対象設備の支払いの確認ができる書類・領収書	
国その他の団体からの補助金額が確認できる書類 申請者あての「交付決定通知」または「交付確定通知」の写し	
補助対象設備が設置されたことが確認できる写真（Ｐ２０参照）	
未使用品であることが確認できるメーカー発行書類いずれかの写し ・保証書　・納品書　・出荷証明書（出荷日、納品日の記載があるもの） ・検査成績書（検査日の記載があるもの）	
太陽光発電システムが設置されていることが確認できる書類 ・直近の太陽光売電明細の写し　・電力需給契約変更申込書 ・接続契約のご案内写し、または特定契約を締結したご案内の写し ・住宅全景写真と太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真	
実績報告の日までに電気自動車等が導入されていることが確認できる書類 ・自動車検査証（車検証）の写し ・車検証が電子化されている場合は「自動車検査記録事項」の写し	
補助金交付請求書（様式第８号）※請求書に記した口座の通帳の写し	

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート

（各設備をリースで導入する場合：共通）

各チェックリストに掲載されている申請書類の他に提出いただく書類があります。

申　請　時　提　出　書　類	チェック欄
リース契約書の写し	
リース料金の算定根拠明細書（様式第１３号）	
法人登記事項証明書 ・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明の写し	

※クレジット契約の場合は、販売店が発行するクレジット払いによる支払いを証明する書類。

※ローン契約の場合は、具体的な支払いスケジュールが明記され、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書など。

住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請チェックシート

（「そらいろラボ」入会関係）

各チェックリストに掲載されている申請書類の他に提出いただく書類があります。

申　請　時（　実　績　報　告　時　）　提　出　書　類	チェック欄
「そらいろラボ」入会届	
太陽光パネル設置容量（合計）またはパネル１枚あたりの出力と設置枚数が確認できるもの ・保証書　・納品書　・出荷証明書　・検査成績書　・工事契約書	
パワーコンディショナのメーカー名、型式、導入台数、機器固有番号（製造番号）が確認できるもの ・保証書　・工事契約書　・銘版写真	
太陽光発電システムの稼働開始日が確認できるもの ・東京電力パワーグリッド　購入実績お知らせサービスマイページ	
売電契約が確認できるもの ・特定契約のご案内（東京電力パワーグリッド株式会社発行）	
蓄電池のメーカー、型式、容量（kWh）、設置日が確認できるもの ・保証書　・納品書　・出荷証明書　・検査成績書　・工事完了届	

太陽光発電システム（補助要件を満たすため、太陽光発電システムを併設する場合を含む）を導入する場合、または既に太陽光発電システムを設置している家屋に蓄電池や電気自動車を追加的に導入する場合は、「そらいろラボ」への入会が必要です。

申請手続き

【申請受付期間】

申請期間　令和８年４月１日（水）～　令和９年３月１日（月）

（予算額に達した日をもって期限を待たず受付終了いたします。）

※ 申請前に市ホームページにて予算残額等を必ず確認してください。

※ 申請は、工事着工前に行ってください。

※ 申請日とは、**申請書類が一式揃った日**となります。（不足書類があった場合には、受理できない場合があります。）

※ 複数の申請を行う場合、後ろに次の方が並ばれた場合には連続して受付をしておりません。

【申請方法】

（持参）銚子市役所３階　企画課再エネ推進室

受付時間　開庁日の午前９時から午後５時です。

（土日祝日および１２月２９日から１月３日は行っておりません。）

（郵送）〒288-8601　銚子市若宮町１－１　銚子市役所　企画課再エネ推進室

開庁時間外（開庁日の午後５時以降や閉庁日等）に市役所に届いた申請書類は翌開庁日の取扱いとなります。

なお、申請期限直前や予算残額が少なくなってきた（おおむね予算残額が２５％以下）ときは、市役所再エネ推進室に持参してください。

申請書・実績報告書いずれもメールでの申請は受付けていません。

【実績報告書提出期限】

補助事業完了後３０日以内または令和９年３月１日（月）までのいずれか早い日までに「銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書」を提出してください。

実績報告書提出期限までに提出がない場合は、補助金の交付を受けられません。

【注意事項】

・補助対象に間違いがないか十分にご確認のうえ申請してください。

・申請に係る書類および添付書類は、全て申請者本人の名義でお願いします。

・電力会社との電力受給契約の締結が必要になる場合、契約締結までに時間がかかることがあるため、スケジュールに余裕をもって申請するようお願いします。

・書類審査・現地調査などで交付条件に一致しない場合や虚偽などが発覚した場合は、補助金を受ける事が出来なくなります。また、不当に補助金を受けた場合は返還していただきます。

・申請した内容を変更する場合や申請を取下げる場合は、必要な手続きがありますので、再エネ推進室までご連絡（TEL　0479-24-8912）ください。

提出書類について注意事項

・蓄電システムについて、パッケージ型番のシステム構成品が確認できるもの

例）

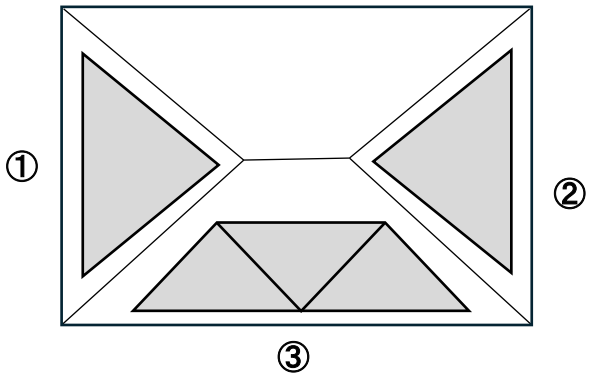
パッケージ型番	構成品	型番
ＣＨＯ－１２３ＰＤＫ	パワーコンディショナ	ＣＨＯ－１２３ＰＫＤ
	蓄電池	ＣＨＯ－１２３ＴＤ
	リモコン	ＣＨＯ－１２３ＲＫ

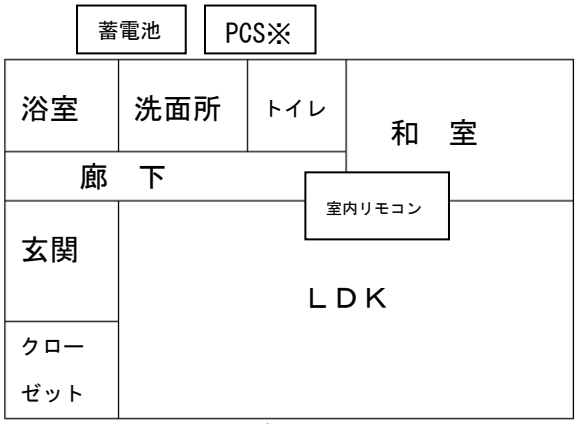
・見積・内訳書には「パッケージ型番」を明記してください。
・構成品の型番のみが記載されている場合は、パッケージ型番との整合性が取れないため不可
・見積書・内訳書について、国の補助金を併用する場合は国の補助金額を差し引いた見積書・内訳書の提出をお願いします
・補助対象となるリチウムイオン蓄電池部とは、リチウムイオンの酸化と還元により電気的にエネルギーを供給する蓄電池のこと

【補助対象設備設置予定の図面および写真について】

・補助対象設備の設置予定図面について、手書きで作成する場合は、定規を用いて作成してください（**フリーハンドは不可**）
・太陽光パネル設置が確認できる図面（写真と比較できるよう、設置する屋根面に付番してください）

例）





※PCS…パワーコンディショナ

・屋内に設置されている設備の場合は、大まかなレイアウトも記載してください
・太陽光パネル設備設置前の写真
・窓の断熱改修は「窓の断熱改修の図面や撮影方法」（Ｐ２１～２２）参照

【補助対象設備が設置されたことが確認できる写真について】

・設備の設置が確認できる写真

【太陽光発電システム】

対応する屋根がわかるよう、設置図面と設置状況写真に番号を書き込んでください。

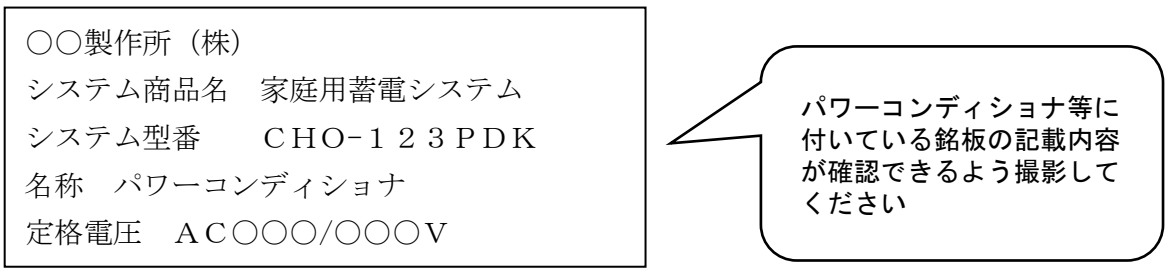
一枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影してください。

【定置用リチウムイオン蓄電システム・エネファーム】

周囲を含む設備全体が写っている写真（正面から難しい場合は複数枚の撮影可）

周りの壁面も確認できる写真

銘板の確認できる写真（蓄電システム・エネファーム・Ｖ２Ｈ）



【電気自動車・プラグインハイブリット自動車】

保管場所（車庫・駐車場など）で撮影した車全体と、車のナンバープレートが確認できる写真（一枚で撮影できない場合は複数枚で可）

給電設備の設置状況および設置機器が確認できる写真

【Ｖ２Ｈ】

周囲を含む設備全体が写っている写真（正面から難しい場合は複数枚の撮影可）

銘板の確認できる写真

導入している電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を撮影した車全体と車のナンバープレートが確認できる写真

自動車検査証（車検証）の写し

（車検証が電子化されている場合は「自動車検査記録事項」の写し）

【窓の断熱改修の図面や撮影方法】

□平面図・立面図

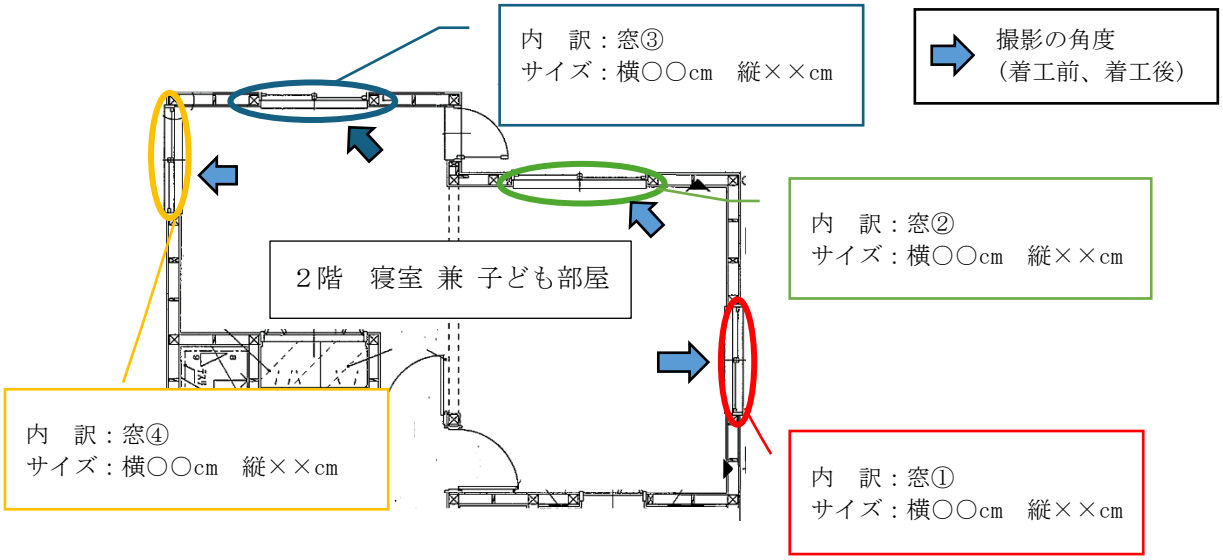
・平面図および立面図について断熱改修した窓の場所が分かるようにマーカー等をしてください。その際、別途提出している工事請負契約書等の写しに記載されている内容が分かるように、マーカー等をしてください。

・写真がどの角度から撮影されたものなのか矢印で表示してください。

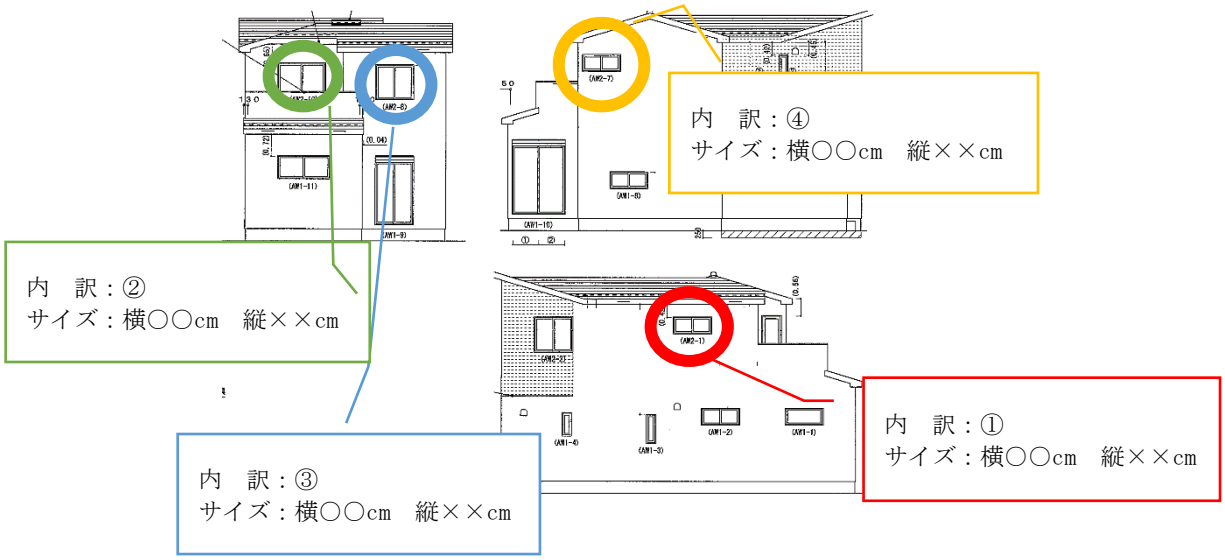
【工事請負契約書等の内訳】※下記は簡略して作成されています。

費用内訳					
窓①	部材購入費	円	窓③	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円
窓②	部材購入費	円	窓④	部材購入費	円
	取り付け費	円		取り付け費	円
	解体撤去費	円		解体撤去費	円

【平面図の例】



【立面図の例】



□撮影方法

・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。
・工事着工前と着工後が比較できるよう図面と写真に付番してください。
　※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、工事作業中の写真も撮影する
・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
・設置したすべての窓を撮影してください。
・設置した窓全体を撮影してください。
・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。

申請書等記載例

様式第１号（第６条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年　　月　　日

銚子市長　　様

申請者	住所	〒288-8601 銚子市若宮町１番地の１
	（フリガナ） 氏名	ﾁｮｳｼ　ｲﾁﾛｳ 銚子　一郎
	電話番号	090-1234-5678（日中連絡のつく連絡先　携帯など）

補助対象設備がリース契約によるものである場合は、リース事業者が下記「申請者（リース事業者）」にご記入の上、リース先を上記「申請者」にご記入ください。

申請者（リース事業者）	住所	〒　　－
	（フリガナ） 氏名	
	（フリガナ） 代表者職・氏名	
	電話番号	

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

補助対象設備の種類（該当するものに☑）	補助金交付申請額 24
□住宅用太陽光発電システム	７０，０００円
□窓の断熱改修	
☑定置用リチウムイオン蓄電システム	
□家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
□電気自動車	
□プラグインハイブリッド自動車	
□Ｖ２Ｈ充放電設備	

補助対象設備を導入する住宅等の所在地（該当するものに☑）	□申請者住所に同じ	
	☑申請者住所と異なる⇒	（住所） 銚子市若宮町４番地の８

設備を導入する住宅（該当するものに☑） ※電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。 ※住宅用太陽光発電システム及び窓の断熱改修は既築のみ対象	☑既築 □新築

申請者と住宅所有者が異なる場合は、右記に申請者以外の住宅所有者全員の署名 ※※電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。	私は、私の所有する住宅に補助金申請者が銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付対象となる設備を設置す （自署） 千葉　太郎

申請者以外の所有者全員の署名をいただいてください

交付申請書の添付書類

設備の種類	交付申請書の添付書類	購入	リース
全ての補助対象設備	事業計画書（別記様式第１２号）	□	□
	補助対象設備の設置又は購入に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合は、リース事業者が購入する当該補助対象設備の購入及び工事に係る経費が確認できる書類並びにリース契約書の写し）	□	□
	リース料金の算定根拠明細書（別記様式第１３号）（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）	／	□
	補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し	□	□
	補助対象設備を導入する住宅の位置が確認できる地図	□	□
	リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）	／	□
	その他市長が必要と認める書類	□	□
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備の設置予定図面	□	□
	補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真	□	□
	補助対象設備を設置する住宅が別表第２住宅用太陽光発電システムの項要件の欄第１号に掲げる要件を満たすことを証する書類	□	□
窓の断熱改修	補助対象設備の設置予定図面（平面図及び立面図）	□	□
	補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真	□	□
	補助対象設備を設置する住宅が別表第２窓の断熱改修の項要件の欄第１号に掲げる要件を満たすことを証する書類	□	□
定置用リチウムイオン蓄電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）又はＶ２Ｈ充放電設備	補助対象設備の設置予定図面	□	□
	補助対象設備の設置工事着工前の状況が確認できる写真	□	□

様式第１２号（第６条及び別表第５関係）

事　業　計　画　書

１　住宅用太陽光発電システム

メーカー名		
型式		
最大出力（kW） ※小数点以下第２位を切り捨て		
設置済みの住宅用太陽光発電システム		□あり（設置済みの設備の最大出力　　kW） □なし
事業期間	着工予定日	年　月　日
	完了予定日	年　月　日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

２　窓の断熱改修

メーカー名		
SII製品型番/北海道環境財団登録番号		
製品名		
事業期間	着工予定日	年　月　日
	完了予定日	年　月　日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の4分の1 （1,000円未満切り捨て）		円

３　定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名		**〇〇製作所㈱**
パッケージ型番		**ＣＨＯ－１２３ＰＤＫ**
SII登録年月日		**２０２〇年〇月〇日**
蓄電容量（kWh）		**７．１　kWh**
住宅用太陽光発電システム		☑あり（新設・既設）　※該当するものに〇
県の補助金との関係 ※設備の導入をリースで行う場合に限る。		□県が実施する他の補助金と重複して申請するものではありません。
事業期間	着工予定日	**令和〇年〇〇月〇〇日**
	完了予定日	**令和〇年〇〇月〇〇日**
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く		**１,０００,０００**円

国その他の補助金を利用する際は、見積書から補助金額を除いた額を記載

4　家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名		
品名番号（発電ユニット）		
品名番号（貯湯ユニット）		
発電出力（kW）		
停電時自立運転機能		□あり ※停電時自立運転機能を有するものに限る。
事業期間	着工予定日	年　　月　　日
	完了予定日	年　　月　　日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

5　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
住宅用太陽光発電システム		□あり（新設・既設）　※該当するものに○ □発電した電気を電気自動車等に給電できる。
Ｖ２Ｈ充放電設備 ※該当する方に☑		□あり（新設・既設）　※該当するものに○ □なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

6　Ｖ２Ｈ充放電設備

メーカー名		
型式		
住宅用太陽光発電システム		□あり（新設・既設）　※該当するものに○
電気自動車等		□あり（新設・既設）　※該当するものに○
事業期間	着工予定日	年　　月　　日
	完了予定日	年　　月　　日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円
補助対象経費の10分の1 （1,000円未満切り捨て）		円

様式第６号（第１０条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書

令和　年　　月　　日

銚子市長　　様

届出者	住所	〒288-8601 銚子市若宮町１番地の１
	（フリガナ） 氏名	ﾁｮｳｼ　ｲﾁﾛｳ 銚子　一郎
	電話番号	090-1234-5678

補助対象設備がリース契約によるものである場合は、リース事業者が下記の「届出者（リース事業者）」にご記入の上、リース先を上記「届出者」にご記入ください。

届出者（リース事業者）	住所	〒　　－
	（フリガナ） 氏名	
	（フリガナ） 代表者職・氏名	
	電話番号	

申請書提出後、市よりお送りした、補助金決定通知書の日付・指令番号を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日付銚子市企指令第〇〇号をもって交付決定又は変更を承認された補助事業が完了したので、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第１０条の規定により、次のとおり報告します。

補助対象設備の種類（該当するものに☑）	補助金交付決定額
□住宅用太陽光発電システム	７０,０００円
□窓の断熱改修	
☑定置用リチウムイオン蓄電システム	
□家庭用燃料電池システム（エネファーム）	
□電気自動車	
□プラグインハイブリッド自動車	
□Ｖ２Ｈ充放電設備	

事業完了日 ※電気自動車、プラグインハイブリッド自動車にあっては、自動車検査証の登録日	令和　〇　年　〇〇　月　〇〇　日
市税等納付状況及び住民記録情報確認同意欄 ※☑が必須 ※自署又は記名押印	☑　私は、自らの市税等の納付状況及び住民記録情報について銚子市が確認することに同意します。 住　　所　銚子市若宮町１番地の１ 氏　　名　銚子　一郎 生年月日（大正・昭和・平成・令和）　５０年１月１日 ※いずれかに〇

実績報告書の添付書類

設備の種類	実績報告書の添付書類	購入	リース
全ての補助対象設備	事業結果報告書（別記様式第１４号）	□	□
	補助対象設備の設置又は購入に係る経費の領収及び内訳が確認できる書類の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）	□	／
	補助対象経費に国、県その他の団体からの補助金を充当する場合は、その補助金の額が確認できる書類	□	□
	その他市長が必要と認める書類	□	□
住宅用太陽光発電システム	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	□	□
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	□	□
	電気事業者との接続契約締結を証する書類の写し	□	□
	出力対比表の写し	□	□
窓の断熱改修	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	□	□
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し（窓の性能を証する書類の写しでも差し支えない。）	□	□
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	□	□
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	□	□
	補助対象設備を設置する住宅が別表第２定置用リチウムイオン蓄電システムの項要件の欄第１号に掲げる要件を満たすことを証する書類	□	□
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	□	□
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	□	□
電気自動車等	補助対象設備の設置状況が確認できる写真（保管場所において撮影した写真）	□	□
	補助対象設備を購入する者が居住する住宅が別表第２電気自動車等の項要件の欄第１号に掲げる要件を満たすことを証する書類	□	□
	自動車検査証記録事項の写し	□	□
	補助金交付要綱別表第４において、住宅用太陽光発電システム及びＶ２Ｈ充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、Ｖ２Ｈ 充放電設備を設置していることを証する書類	□	□
Ｖ２Ｈ充放電設備	補助対象設備の設置状況が確認できる写真	□	□
	補助対象設備が未使用品であることを証する書類の写し	□	□
	補助対象設備を設置する住宅が別表第２のＶ２Ｈ充放電設備の項要件の欄第１号に掲げる要件を満たすことを証する書類	□	□

様式第１４号（第１０条及び別表第６関係）

事 業 結 果 報 告 書

１　住宅用太陽光発電システム

メーカー名	
型式	
最大出力（kW） ※小数点以下第２位を切り捨て	
既存住宅への設置	□設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日の翌日以降です。
設置済みの住宅用太陽光発電システム	□あり（設置済みの設備の最大出力　　kW） □なし
工事完了日	年　　月　　日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

２　窓の断熱改修

メーカー名	
SII製品型番/北海道環境財団登録番号	
製品名	
既存住宅への設置	□設備の設置工事着工日は、設置する住宅の建築工事完了日の翌日以降です。
工事完了日	年　　月　　日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
補助対象経費の4分の1 （1,000円未満切り捨て）	円

３　定置用リチウムイオン蓄電システム

製造者名	**〇〇製作所㈱**
パッケージ型番	**ＣＨＯ－Ｉ２３ＰＤＫ**
SII登録年月日	**２０２〇年〇月〇日**
蓄電容量（kWh）	**７．Ｉ kWh**
工事完了日	**令和〇年〇〇月〇〇日**
住宅用太陽光発電システム	☑あり（新設・既設）　※該当するものに〇
県の補助金との関係 ※設備の導入をリースで行う場合に限る。	□県が実施する他の補助金と重複して交付を受けるものではありません。
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	**Ｉ,０００,０００**円

4　家庭用燃料電池システム（エネファーム）

製造者名	
品名番号（発電ユニット）	
品名番号（貯湯ユニット）	
製造番号	
発電出力（kW）	
工事完了日	年　　月　　日
停電時自立運転機能	□あり
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円

5　電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

メーカー名・車名		
型式		
登録年月日/交付年月日		
住宅用太陽光発電システム		□あり（新設・既設）　※該当するものに○ □発電した電気を電気自動車等に給電できます。
Ｖ２Ｈ充放電設備 ※該当する方に☑		□あり（新設・既設）　※該当するものに○ □なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。		円

6　Ｖ２Ｈ充放電設備

メーカー名	
型式	
住宅用太陽光発電システム	□あり（新設・既設）　※該当するものに○
電気自動車等	□あり（新設・既設）　※該当するものに○
工事完了日	年　　月　　日
補助対象経費 ※消費税及び地方消費税を除く。	円
補助対象経費の10分の1 （1,000円未満切り捨て）	円

様式第８号（第１２条関係）

銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書

令和〇年〇〇月〇〇日

銚子市長　　様

実績報告書提出後に発行する確定通知書の日付・達番号になりますので記載しないでください

請求者　住　　所　銚子市若宮町１番地の１
　　氏　　名　銚子　一郎
　　電話番号　090-1234-5678

令和〇年〇〇月〇〇日付銚子市企達第〇〇号で額の確定のありました補助金について、銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第１２条の規定により、次のとおり請求します。

１　補助金交付請求額　　金　　７０,０００　円

２　振　　込　　先（リースの場合は、リース事業者名義の口座を記入）

銚子　銀行・金庫 組合・農協				本店・支店 出張所			
預金種類	口　座　番　号						
☑普通　□当座	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ	チョウシ　イチロウ						
口座名義人	銚子　一郎						

申請者様以外の名義で請求いただくことは出来かねますので、ご了承ください。

SR-HP_1.1

「そらいろラボ」
入会届

私は、株式会社バイウィルが運営・管理する「そらいろラボ」の「家庭および事業所における太陽光発電設備の導入による CO2 削減事業」の趣旨・目的に賛同し、「そらいろラボ」におけるプログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）、そらいろラボ特約（プログラム規約）、そらいろラボパートナー特約及び以下の事項に同意のうえ、「そらいろラボ」への入会を申し込みます。

フリガナ	チョウシ　イチロウ		銚子
氏名	銚子　一郎		
住　所	〒２８８－００４７ 千葉県銚子市若宮町１－１		
電話番号	０４７９－２４－１２３４	FAX 番号	
フリガナ	※判別が難しい文字にはフリガナをつけてください。　例「o（オー）」「0（ゼロ）」「2（ニ）」「z（ゼット）」等 オー　ゼロニゼット		
電子メール	choshi02z@aaa.jp		
確認事項 （確認をしてチェック☑してください）	プログラム型プロジェクト会員規約（共通本則）、そらいろラボ特約（プログラム規約）、そらいろラボパートナー特約に同意します。		☑
	「Ｊ－クレジット制度における各種申請、審査、認証、登録、報告その他これらに付随する手続のため、本入会届に記載された個人情報その他申請に必要な情報を、株式会社バイウィルが利用すること、及び、Ｊ－クレジット制度の制度管理者、審査機関、認証機関、登録簿管理者その他当該手続に関与する第三者に提供することに同意します」		☑
	Ｊ－クレジット制度における各種申請に際し、本入会届に記載された以外の情報について、株式会社バイウィルが必要とする場合は提供することに同意します。		☑
	太陽光発電設備を使用することによる自家消費分についての環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果＝Ｊ－クレジット）を株式会社バイウィルへ譲渡すること、その結果として「太陽光発電設備を使用することで温室効果ガス排出量を削減」したことを主張できなくなることに同意します。		☑
	太陽光発電設備によって発電した電力の一部または全部について電力会社等へ売却（売電）を行っています。		☑はい □いいえ
	そらいろラボパートナー特約 第３条（個人データの共同利用）を確認しました。		☑
	太陽光発電設備の新設・更新、または太陽光発電設備における追加的な設備導入に関して補助金を受給しています。 補助金を複数受給している場合、補助金の対象年度、補助金の正式名称、補助金の対象設備を次ページにすべてご記入ください。		☑はい □いいえ

<table>
<tr><td rowspan="11">確認事項

（確認をしてチェック☑してください）</td><td>対象年度
年度</td><td colspan="2">補助金名（正式名称）
銚子市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象設備
☑太陽光発電設備　□蓄電池　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>対象年度
年度</td><td colspan="2">補助金名（正式名称）</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象設備
□太陽光発電設備　□蓄電池　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">【補助金併用に関するご確認】
補助金の種類によっては公募要領やガイドライン等にてＪ－クレジット制度との併用を禁止しているものがございます。上記ご記載いただきました補助金について「Ｊ－クレジット制度との併用に制限を設けていないか」事前にご確認をお願い致します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給している補助金について、Ｊ－クレジットの登録、認証、移転に関して制限が設けられていないことを確認しました。</td><td>☑</td></tr>
<tr><td colspan="2">「そらいろラボ」に登録する太陽光発電設備は、他の類似制度及びＪ－クレジット制度における他のプロジェクトのいずれにおいても登録していません。</td><td>☑</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電設備を設置する場所は住宅であり、事業所や事業所（店舗）兼住宅に該当しません。</td><td>☑</td></tr>
<tr><td colspan="2">EV 放電サービスなど、太陽光発電設備での自家消費分を外部に提供するサービスを入会期間中に利用しないことに同意します。</td><td>☑</td></tr>
<tr><td colspan="2">太陽光発電設備を設置する場所の地方公共団体において、太陽光発電設備の設置が義務化されています。（※1）</td><td>□はい
☑いいえ
□不明</td></tr>
<tr><td colspan="3">対象設備について、以下の各項目で該当するもの全てにチェックしてください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">リース契約に基づく設備・中古設備を含みません。
※含まない場合、以下の３項目のチェックは不要です。</td><td>☑</td></tr>
<tr><td colspan="2">リース契約に基づく設備を含みます。（入会者は借り主です）</td><td>(□)</td></tr>
<tr><td colspan="2">リース契約に基づく設備を含みます。（入会者は貸し主です（※2））</td><td>(□)</td></tr>
<tr><td colspan="2">中古設備を含みます。</td><td>(□)</td></tr>
</table>

（※1）太陽光発電設備を設置する地方公共団体等において排出削減・除去・吸収活動の実施や導入が義務化されている場合、「そらいろラボ」への入会が制限される場合がございます。詳細は事務局までお問い合わせください。

（※2）入会者が貸し主の場合、単独での入会は出来ません。詳細は事務局までお問い合わせください。

以下はそらいろラボ運営事務局記入のため申込者は記入不可

必要書類について確認済、下記日付をもって本入会とする

西暦　　年　　月　　日